

# 不測時の食料安全保障の強化のための新たな法的枠組みの創設

- 世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが増大し、国民生活・国民経済に深刻な影響が生じ得る。
- 国民生活・国民経済への影響の程度に応じ、早期から食料供給確保の措置を実施する必要。

## 事態の段階

### 【平時】

## 政府の体制

平時・不測時に実施する取組の方針を整理  
農林水産大臣による情報収集

## 主な措置

### <国内外の情報収集>

- 国内外の食料需給の調査
- 民間（製造・流通）在庫の把握（報告徴収・調査等）

### 【食料供給困難の兆候発生】

- 食料の供給減少に繋がる事象が発生し、食料供給困難事態が発生するおそれがあることが明確化

### 【政府対策本部】

- 総理大臣が設置（農林水産大臣の報告をもとに決定）
  - 総理と全閣僚により構成
- 政府本部の下で、事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う必要な対策の実施方針を決定。

### <民間の自主的な取組の要請>

- 消費者に対する働きかけ（買い急ぎの抑制・フードロスの削減等）
- 出荷・販売の調整（売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷）
- 輸入の拡大
- 生産の拡大（出荷や輸入によっても必要量を確保できない場合）

の要請

### 【食料供給困難による影響発生】

- 重要な食料品目（米、麦、大豆等を想定）の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に実体上の支障が生じている事態
- 〔基準〕・平時と比べた供給量が2割以上減少する（おそれ）  
・国民生活・国民経済への支障の発生（買占め、価格高騰など）

### <本部による宣言>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

### <国による食料供給確保の指示>

- 出荷・販売の調整（計画的な出荷等）
  - 輸入の拡大
  - 生産の拡大※ 他の品目の生産を減らさないよう実施
- ⇒ 事業者は計画を作成・届出
- （これらの措置でも確保できない場合）
- 計画変更の指示
- ⇒ 事業者は計画を変更し、計画に沿った事業を実施

計画作成指示

### 【最低限度必要とする食料が不足するおそれ】

- 特に国民生活面での重大な支障のおそれ
- 〔基準〕・1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取カロリーである1,900kcalを下回る（おそれ）

### <本部による宣言>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

### <熱量を重視した食料の生産・配分>

- 生産転換の要請・指示
- ※ 熱量重視の生産を要請。要請での対応が困難な場合には、計画作成指示、計画変更指示を実施
- 割当て・配給の実施（国民生活安定緊急措置法）

インセンティブ措置により輸入・生産等を支援  
深刻な事態においても要請を基本に対応